

デジタル改革関係閣僚会議 議事録（抜粋）
（令和2年9月23日（水）10:00～10:20
於：官邸2階大ホール）

行政のオンライン化・デジタル化を妨げるものの1つに、判子がございます。民間から行政機関に申請などの手続が必要なものは2万2千件余りありますが、その内の約半分1万1千件に押印を求める手続がございます。この中で、印鑑証明が必要なもの、あるいは銀行印が必要なもの、契約書が必要なものを除いたものについては、ただ単に判子を押していますというだけですから、これは月内にも廃止をしたいと思っております。今申し上げたような、印鑑証明が必要なもの、銀行印が必要なものや契約書以外の形態で、どうしても判子を残さなければならないような手続があれば、9月中にお届けをいただき、それ以外のものについては速やかに廃止をすることにしたいと思っておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

（略）

また、これ以外にも、書面あるいは対面を求めている規制が数多くございますので、そうしたものには順次ご相談させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

河野内閣府特命担当大臣記者会見要旨（抜粋）

（令和2年9月25日（金）11:09～11:34）

於：合同庁舎8号館1階S106会見室）

例えば印鑑登録をしているもので、印鑑証明を添えて出してもらいものとか、あるいは契約書の類いであるとか、あるいは銀行印が必要なものとか、そういうものはこの段階では残しても仕方がないかなと今の段階では思っていますが、ただ押ししましたというだけのハンコについては、もう要らないことにしよう。例えば、そういう押印の必要な欄があったとしても、そこは別に印を押さなくても良いという扱いにして、平井大臣に渡して、オンライン化の手続に考えてもらうというようなことにしていけないかと思っています。

（略）

すみません、1つだけ。ハンコをやめようというのは、これは行政手続に関しては利便性を高めるために、オンラインに移行するためにはハンコが要らなくなりますけれども、ハンコというのは別に三文判だけではありません。例えば、私は蔵書印とか外国に手紙を出すときに封蝋とかを使ったりしていますので、やはりハンコの文化というのは日本の国の中で結構いろいろと親しまれてきた文化だと思いますので、このハンコを行政の手続からなくそうというのが、世の中からハンコがなくなるというのは少し切り分けねばいけない。むしろ、行政手続なんかで三文判を使わないようにするのであるならば、やはり蔵書印とかいろんなハンコを、むしろそこに光をあてていくということは大事なことはないのかと思っていますので、ぜひ世の中の多くの人が、ハンコとか、いろんな種類の印に少し目を向けていただいて、そういうところを自分でも個人的に使ってみようということになると、このハンコの文化というのがしっかりと続いていくのではないかと思います。多くの人がこのハンコの文化というのをもう一回見つめ直していただく、そういう機会にもなったら良いなと思っていますのでございますので、つけ加えさせていただきます。